

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令

発令　　：平成8年1月31日政令第18号

最終改正：平成30年3月30日号外政令第115号

改正内容：平成30年3月22日号外政令第56号[平成30年8月1日]

第二十二条 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条、第十九条、第三十五条、第四十三条の三、第四十三条の四第五項及び第四十三条の五第六項の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。